

河川底質中のダイオキシン類分解無害化技術の公募



平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」を受け、ダイオキシン類による底質の汚染に係る環境基準が平成14年9月に定められました。これに伴い、国土交通省では「河川、湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)」を策定して、河川、湖沼等において環境基準値を超える底質のダイオキシン類汚染が確認された場合、その対策を講ずることにしています。平成11年から全国的に実施している公共用水域の底質ダイオキシン類に係る調査の結果、いくつかの河川において、環境基準値を超える底質が発見され、その対策が緊急の課題となっています。

河川底質中のダイオキシン類の分解無害化技術については、様々な技術が開発されていますが、安全かつ経済的に処理できる技術は十分には確立されておらず、施工実績もほとんどないのが現状です。河川底質中のダイオキシン類の分解無害化処理を適正かつ円滑に実施していくためには、現在開発されている様々な技術について、その効果及び周辺環境への影響の有無、経済性・施工性等を客観的かつ詳細に技術評価を行うことが重要です。

このため、河川底質中のダイオキシン類の分解無害化技術を公募し、汚染底質を用いた実証試験結果等により、分解無害化技術の実用化について、学識経験者で構成する「底質ダイオキシン類対策技術検討委員会」を設置し、検討することとしました。

資料:2004年7月20日付 国土交通省 ホームページ 報道発表資料

クロマト研究箇所 戸邊 真一

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

